

被災地農水産物流通支援金交付要綱

平成 23 年 12 月 2 日

23 中事業第 572 号

改正 平成 24 年 10 月 26 日 24 中事業第 436 号

(目的)

第 1 この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が東日本大震災の被災地農水産物の出荷者に対し、出荷額に応じた流通支援金を交付することにより、農水産業に係る施設等の被害及び風評被害を受けた農水産業の復興を支援するとともに、農水産物の安定的な集荷を確保し、もって都民の食生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 東京都中央卸売市場条例第 2 条第 1 項又は東京都地方卸売市場条例第 2 条第 5 項で規定する卸売業者
- (2) 取扱物品 東京都中央卸売市場条例第 5 条第 1 項又は東京都地方卸売市場条例第 8 条で規定する水産物部又は青果部の取扱物品
- (3) 出荷者 卸売業者に対し取扱物品を出荷した個人又は法人

(支援金交付の対象)

第 3 この要綱による流通支援金（以下「支援金」という。）は、出荷者が次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に、知事から当該出荷者に交付するものとする。

- (1) 住所又は所在地が、次のいずれかの県内であること。
 - ア 水産物部 岩手県、宮城県又は福島県
 - イ 青果部 岩手県、宮城県又は福島県
- (2) 平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に、卸売業者に出荷した取扱物品であること。
- (3) 水産物部については全ての取扱物品を対象とし、青果部については卸売業者が受託により集荷した野菜又は果実に限る。
- (4) (2) の期間に、東京都中央卸売市場又は東京都の区域内における地方卸売市場に対し、次のいずれかの金額以上の取扱物品を出荷していること。
 - ア 水産物 500 万円
 - イ 野菜 500 万円
 - ウ 果実 1,000 万円
- (5) 出荷者又は出荷者が団体である場合はその組合員が、東日本大震災によって被災し、それを証する書類の提出があること。

(支援金の交付率)

第4 支援金は、出荷者の出荷金額に次の交付率を乗じた額とする。ただし、東京都の予算の範囲内とする。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 水産物部 | | 千分の12以内 |
| (2) 青果部 | 野菜 | 千分の14以内 |
| | 果実 | 千分の7以内 |

(支援金の交付申請)

第5 支援金の交付を受けようとする出荷者（以下「申請者」という。）は、被災地農水産物流通支援金交付申請書（別記第1号様式）を、あらかじめ知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添えて、り災証明書の写し又は被災証明書の写しを提出するものとする。
- 3 事情により前項の書類を提出することができない場合は、東日本大震災によって被害を受けた事実を証する書類の写し及び出荷者の所在地を証する書類の写しを提出するものとする。
- 4 申請者が団体でその組合員又は下部団体が被災した場合は、それぞれに係る前々項又は前項の書類に加えて、組合員の場合は当該団体の組合員名簿、下部団体の場合は団体間の関係を示す組織図を提出するものとする。
- 5 交付申請に当たっては、支援金の交付を受けた場合の、支援金の主な使途を記載するものとする。

(交付申請の期間)

第6 第5の規定による申請は、平成25年2月1日から平成25年2月21日までの間
 に行うものとする。

(支援金交付の決定)

第7 知事は、第5の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を別に定める審査委員会において審査の上、支援金交付の可否及び金額を決定し、被災地農水産物流通支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 知事は、申請者及び卸売業者に対し、前項の規定による交付申請の審査に当たり必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、前項の報告を踏まえ、支援金交付の決定を行うものとする。

(支援金交付の条件)

第8 知事は、第7の規定による交付の決定に当たって第1で定める支援金交付の目的を

達成するため必要があるときは、条件を付け加えることができる。

（支援金交付申請の撤回）

第 9 申請者は、支援金交付の決定の内容又はこれに付け加えられた条件に異議があるときは、当該支援金交付の決定通知受領後 10 日以内に、支援金交付申請を撤回することができる。

（支援金の請求）

第 10 申請者は、支援金交付額の決定通知書の受領した日から起算して 30 日以内に、被災地農水産物流通支援金交付請求書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の請求金額は、交付決定金額から、知事が指定金融機関に支払う支援金振込手数料を差し引いた金額とする。

（支援金の交付）

第 11 知事は、第 10 の規定による被災地農水産物流通支援金交付請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、申請者に支援金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 12 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（2）その他支援金の交付決定に付した条件その他法令に違反したとき。

（支援金の返還）

第 13 知事は、支援金の交付決定を取り消した場合においては、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 26 日 24 中事業第 436 号）

この要綱は、平成 24 年 10 月 26 日から施行する。